

福岡県公報

平成十八年六月二十八日
第二千五百五十一号
増刊 ②

目次

規 則 (第六十二号―第六十四号)

○福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………一

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

則 (生活文化課) ……………一八

○福岡県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (生産流通課) ……………一八

告 示 (第十二百五十号・第十二百五十一号)

○福岡県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱の一部を改正する告示 (介護保険課) ……………一八

○漁船損害補償法に基づく加入区の指定の一部改正 (漁政課) ……………一八

規 則

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十二号

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県屋外広告物条例施行規則(平成十四年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「電車又は」を削り、同条に次の一項を加える。

9 条例第七条第五項の規則で定める基準は、広告物の表示期間が、一月以内であることとする。

第十一条中第三項を削る。

第十三条に次の一項を加える。

2 条例第二十六条の四第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第八号の二とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(屋外広告業の登録の更新の申請期限)

第十七条の二 条例第二十四条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、

その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

第十八条を次のように改める。

(屋外広告業の登録の申請)

第十八条 条例第二十四条の二第一項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書

(様式第十三号)とする。

2 条例第二十四条の二第二項に規定する誓約する書面は、様式第十三号の二とする。

3 条例第二十四条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 登録申請者が選任した条例第二十五条第一項に規定する業務主任者(以下「業務主任者」という。)が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

二 登録申請者(登録申請者が法人である場合においてはその役員、未成年者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者を除く。以下本条において同じ。))である場合においては当該登録申請者及びその法定代理人)の略歴を記載した

書面(様式第十四号)

三 登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

四 登録申請者が個人である場合においては、登録申請者(登録申請者が未成年者である場合においては、当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の写し又はこれに代わる書面

4 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。

一 登録申請者が法人である場合においては、その役員(役員が未成年者である場合においては、当該役員及びその法定代理人)

二 業務主任者

定期発行日 毎週月水金曜日

第十八条の次に次の二条を加える。

(登録事項の変更又は廃業等の届出)

第十八条の二 条例第二十四条の五第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第十五号)に当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 条例第二十四条の二第一項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合においては登記事項証明書、個人である場合においては住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第二十四条の二第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 条例第二十四条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第十八条第二項及び同条第三項第二号の書面

四 条例第二十四条の二第二項第四号に掲げる事項の変更 第十八条第二項、同条第三項第二号及び同項第四号の書面

五 条例第二十四条の二第一項第五号に掲げる事項のうち、業務主任者の氏名の変更 第十八条第三項第一号の書面

2 第十八条第四項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

3 条例第二十四条の七第一項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第十五号の二)により行わなければならない。

(登録簿の閲覧)

第十八条の三 条例第二十四条の六の規定により屋外広告業者登録簿(以下本条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、建築都市部公園街路課とする。

2 登録簿の閲覧日は、福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第二十三号)第一条第一項各号に掲げる日以外の日とする。

3 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

第十九条第一項中「第二十五条第一項第四号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同条第二項中「認定申請書」を「業務主任者資格認定申請書」に改め、同条第三項中「第一項各号に該当し、」を削り、「講習会修了者」を「条例第二十五条第一項第一号

から第四号までに掲げる者」に、「講習会修了者等認定書」を「業務主任者資格認定書」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。

(標識の掲示)

第二十条 条例第二十五条の二の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人である場合においては、その代表者の氏名

二 登録年月日

三 営業所の名称

四 業務主任者の氏名

2 条例第二十五条の二に規定する標識の掲示は、屋外広告業者登録票(様式第十八号)により行わなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第二十一条 条例第二十五条の三の規則で定める帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

一 注文者(広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者をいう。)の氏名又は名称及び住所

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

四 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

五 請負金額

2 条例第二十五条の三に規定する帳簿は、様式第十九号とする。

3 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の時から五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿)

第二十二条 第十八条の三の規定は、条例第二十六条の三第一項に規定する屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

2 条例第二十六条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 処分の原因となった屋外広告業者の行為等

二 罰則等の適用状況

三 その他必要な事項

別表中「電車又は」を「1両(台)」や「1台」及び「3平方メートル」や「5平方メートル」に改める。

様式第一号の(第一紙)及び(第二紙)中「屋外広告業届出番号」や「屋外広告業登録番号」に改める。

様式第八号の(表)中「身分証明書」や「証明書」に改め、同様式の(欄)中

「第34条 第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。」

「第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 (略)

改める。

様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2 (第13条関係)

(表)

証明書

所属
職氏名

年 月 日生

上記の者は、福岡県屋外広告物条例第26条の4第2項に規定する立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

福岡県知事

印

(裏)

福岡県屋外広告物条例抜すい

(報告及び検査)

第26条の4 知事は、福岡県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

[罰則]

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第26条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第十号の(表)中

屋外広告業
届出済証番号

を

屋外広告業
登録番号

に改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号（第18条関係）

（第1紙）

屋外広告業登録申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業者の登録を受けたいので、福岡県屋外広告物条例第24条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規	※登録番号	福岡県屋外広告業登録第 号	
	2 更新	※登録年月日	年 月 日	
法人・個人の別	1 法人 2 個人			
フリガナ氏名及び生年月日 〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び生年月日 〕			生年月日	年 月 日
住 所 〔 法人にあつては主たる事務所の所在地 〕	〒		電話番号 ()	—
1 福岡県の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地	名 称	所在地	電話番号 () —	
2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称及び所在地	フリガナ氏名	名 称	所在地	
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職氏名	職	フリガナ氏名		
4 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号	

(第2紙)

営業所	名 称		
	所在地		〒 電話番号 () -
	業務主任者	フリガナ氏名	
		所属する営業所の名称等	名 称 所在地
営業所	名 称		
	所在地		〒 電話番号 () -
	業務主任者	フリガナ氏名	
		所属する営業所の名称等	名 称 所在地
営業所	名 称		
	所在地		〒 電話番号 () -
	業務主任者	フリガナ氏名	
		所属する営業所の名称等	名 称 所在地
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	
	住 所	〒 電話番号 () -	

- 注 1 ※印のある欄は、新規登録の場合は記入しないでください。
 2 「登録の種類」、「法人・個人の別」については、該当するものに○を付してください。
 3 営業所が2以上ある場合は、第2紙に記入してください。
 4 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付してください。
 5 法人の場合は登記事項証明書を個人の場合は住民票を添付（3箇月以内に発行のもの）してください。
 6 業務主任者は、資格を証する書面を添付してください。

様式第十三号の次に次の一様式を加える。

様式第13号の2（第18条関係）

誓 約 書

登録申請者

{	法人の役員
	本人
	法定代理人

は、福岡県屋外広告物条例第24条の4第1項各号に

該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

福岡県知事 殿

注 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに○を付してください。

様式第十四号及び様式第十五号を次のように改める。

様式第14号（第18条関係）

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人 の略歴書

現住所	〒		
	電話番号（ ） ー		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年 月日	年 月 日
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職務内容又は業務内容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 200px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 400px;">印</p>			

- 注 1 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに○を付してください。
- 2 「賞罰」の欄には、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告物法に基づく条例に基づく処分を受けた経歴について記入してください。

様式第15号（第18条の2関係）

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

福岡県屋外広告物条例第 2 4 条の 5 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	福岡県屋外広告業登録第	号
登 録 年 月 日	年	月 日
法人・個人の別	1 法人	2 個人
フリガナ氏名及び生年月日 〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び生年月日 〕		生年月日 年 月 日
住 所 〔 法人にあつては主たる事務所の所在地 〕	〒	電話番号 () -
変 更 年 月 日	年	月 日
変 更 事 項	1 商号、名称又は氏名	4 役員の氏名
	2 住所又は所在地	5 法定代理人の氏名及び住所
	3 営業所の名称及び所在地	6 業務主任者の氏名及び所属営業所
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

- 注 1 「商号、名称又は氏名」が変更される場合は、届出者は変更後の住所・氏名で届け出てください。
- 2 「法人・個人の別」、「変更事項」については、該当するものに○を付してください。
- 3 営業所の新設等新規事項の届出は「変更後」のみを記入してください。

様式第十五号の次に次の様式を加える。

様式第15号の2 (第18条の2関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

福岡県屋外広告物条例第24条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	福岡県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
法人・個人の別	1 法人 2 個人
フリガナ 氏 名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	
住 所 (法人にあっては主たる 事務所の所在地)	〒 電話番号 () -
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものに○を付してください。

様式第二十号中「認定申請書」や「業務主任者資格認定申請書」及び「講習会修了者等」や「福岡県屋外広告物条例第25条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有すること」とする。

様式第二十号中「講習会修了者等認定書」や「業務主任者資格認定書」及び「第25条第1項第4号の規定に該当する講習会修了者等」や「第25条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者」とする。

様式第十七号の次に次の「様式」を加える。

様式第18号（第20条関係）

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	福岡県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
この営業所に置かれて いる業務主任者の 氏名	

↑

35
センチ
メートル
以上

↓

←

40センチメートル以上

→

様式第19号（第21条関係）

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	電話番号（ ） —		
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類	数量	
表示又は設置の年月日	年 月 日		
請 負 金 額			

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十三号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「~~第40条~~」を「~~第40条第一項~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十四号

福岡県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県卸売市場条例施行規則(昭和四十七年福岡県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第六条第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第八条の見出し中「営業」を「事業」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第千二百五十号

福岡県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱の一部を改正する告示

福岡県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱(平成十年七月福岡県告示第千二百一十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成九年法律第百二十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第七十九条第二項第二号及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の二第一項」を「第六十九条の二第一項」に改め、「に関し」の下に「、法、介護保険法施行規則(平成十一年厚生労働省令第三十六号)及び「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成十八年五月二十二日老発第〇五二二〇〇一号厚生労働省老健局長通知)に定めのあるもののほか、」を加える。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別表一から別表三までを削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱の規定は、平成十八年度の試験から適用する。

福岡県告示第千二百五十一号

漁船損害補償法に基づく加入区の指定(昭和六十二年十月福岡県告示第千四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

表中
三 「早米ヶ浦
里加入区」
を「三池港加入区」
に改める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)